

西宮市子ども・子育て支援 事業計画（素案）

【概要版】

平成27年（2015年） 月

西 宮 市

第1編 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、子ども・子育て支援の新たな制度（以下「新制度」という。）が創設されました。新制度では市町村が、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に行うこととされています。

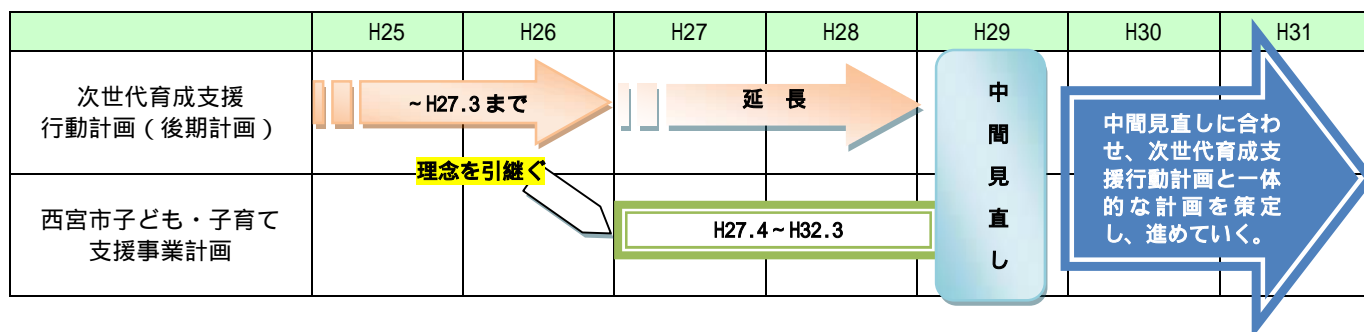
この新制度では、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進することとしており、全ての家庭及び子どもに対する事業等が円滑に推進できるよう、本計画を策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条及び国の基本指針に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年を1期とします。

3 西宮市次世代育成支援行動計画との関係

本市では、次世代育成支援行動計画（以下、「次世代計画」という。）のうち、国の基本指針で必須記載事項と定められている事業については、子ども・子育て支援事業計画に位置付け、それ以外の事業は、次世代計画をそのまま延長して、平成29年度に予定している子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの際に、次世代計画で定める事業を整理した上で、一体的な計画として見直すこととします。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や事業主、労働者の代表、子ども・子育て支援事業の関係者、学識経験者で構成する「西宮市子ども・子育て会議」を平成25年8月に設置して、具体的・個別的事案の審議や計画内容について検討を行いました。

さらに、市民の意見を計画に反映するため、「西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査」を平成25年11月から12月にかけて実施したほか、平成26年1月から2月にかけてワークショップやグループインタビューを実施し、子育て世帯や子育て支援の関係者、子ども本人（小学生）等、幅広く西宮市の子育て環境等に関する状況の把握、子育ての実態やニーズの把握に努めました。

第2編 子育て支援に関する基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいきいきと輝くまち にしのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいきいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。

2 基本的な視点

【1】すべての子どもが健やかに成長する社会をめざします

しっかりとした愛着が形成され、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。

【2】すべての子どもの幸せを第一に考えます

社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが自身の幸せを実感できるよう、すべての子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。また、子どもの権利や利益を尊重し、個々の子どもの成長・発達に合わせた取り組みを進めていきます。

【3】子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、子育て家庭を支え、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

【4】まち全体で子どもを育みます

保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長とともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。

また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携することにより、まち全体で子どもを育みます。

第3編 子ども・子育て支援新制度の概要

1 子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されます。

(子ども・子育て関連3法の主なポイント)

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)の創設

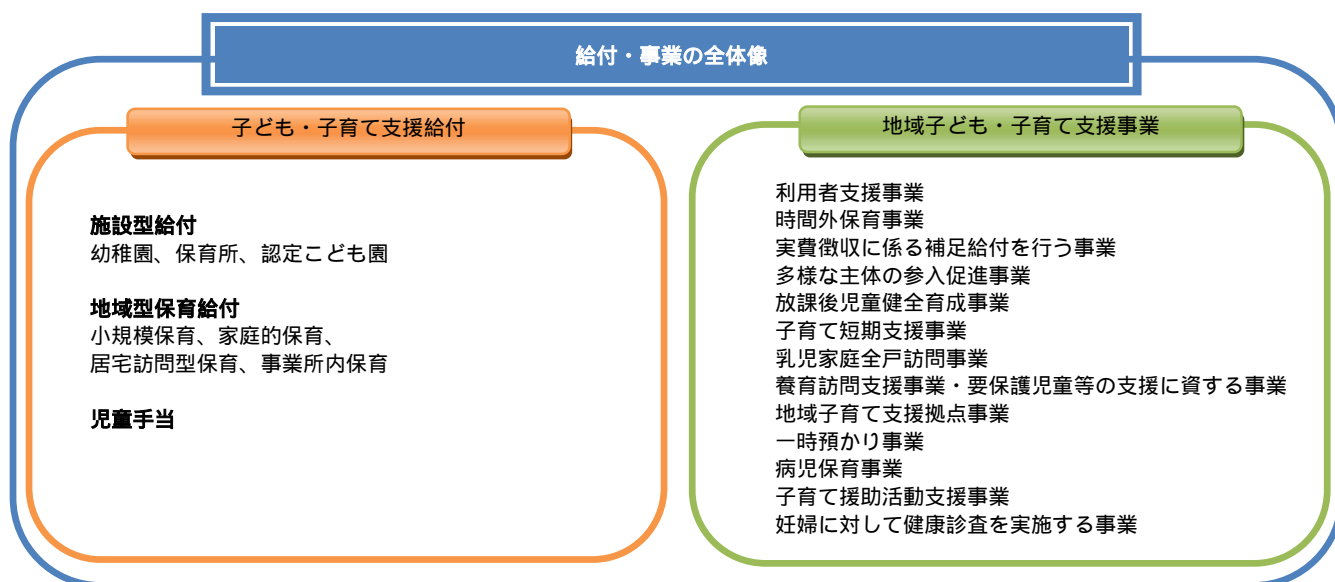
小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- ・幼保連携型認定こども園については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

地域の子ども・子育て支援の充実

新制度における子ども・子育て支援の取り組みは、「給付」と「事業」で構成されます。



2 支給認定制度

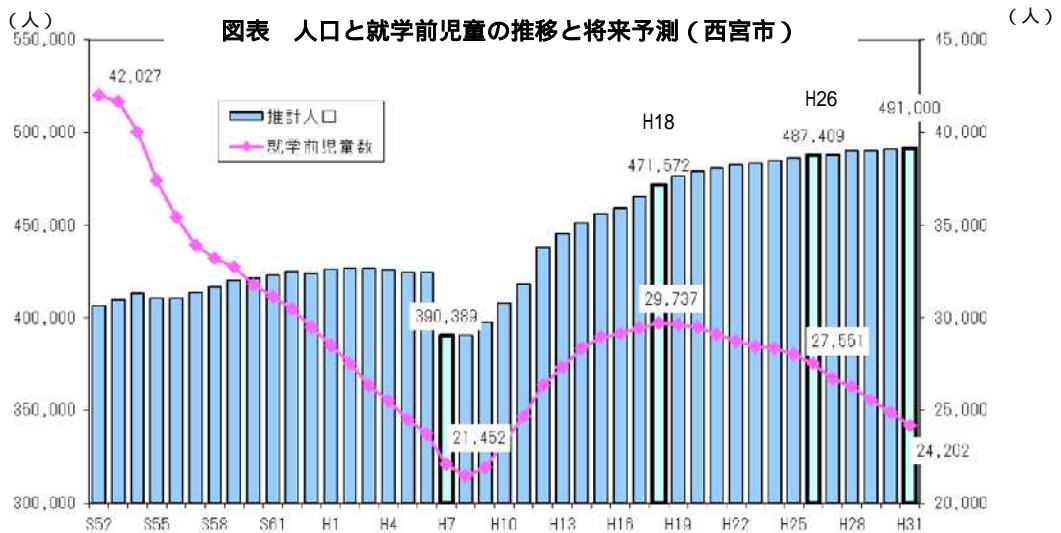
認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が、保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなります(給付は施設・事業者が代理受領します)。

認定区分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性の認定を受けない)の就学前子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所
3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所 小規模保育等

第4編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

1 人口の推移と将来予測

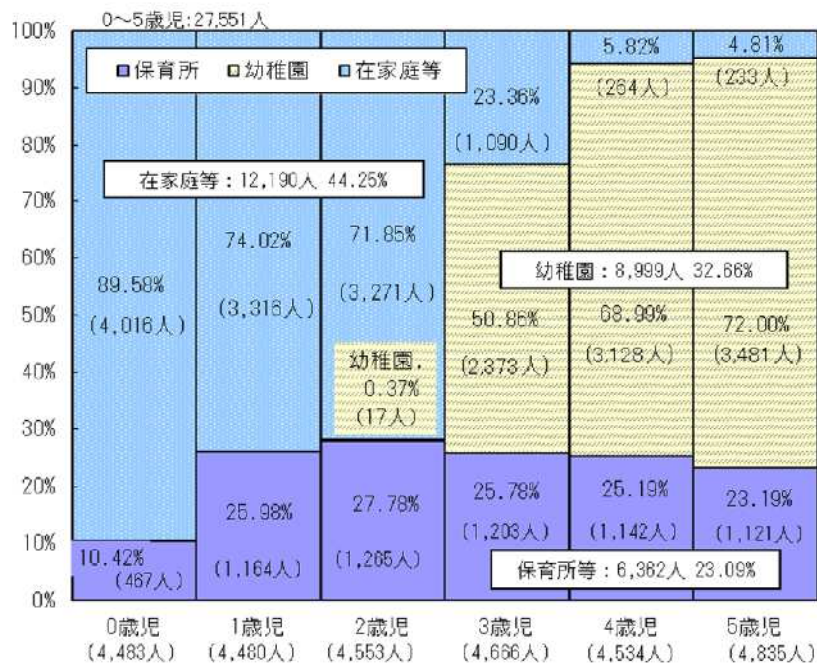
本市の人口の推移と将来予測をみると、「総人口」は微増傾向にあり、平成26年で487,409人となっています。また、平成26年以降も微増傾向となっています。一方、「就学前児童(0～5歳児)」は、平成18年をピークに減少傾向にあり、平成26年で27,551人となっています。また、平成26年以降も減少傾向となっています。



2 年齢別就学前児童の居場所

平成26年度の就学前児童について、年齢別にみると、0歳児では約90%が、1、2歳児では約70%が「在家庭等」である一方、3歳児では約50%が、4、5歳児では約70%が「幼稚園」利用者となっています。「保育所等(認可保育所のほか、家庭保育所、保育ルーム、小規模保育施設を含む)」利用者は0～5歳児で、約23%となっています。

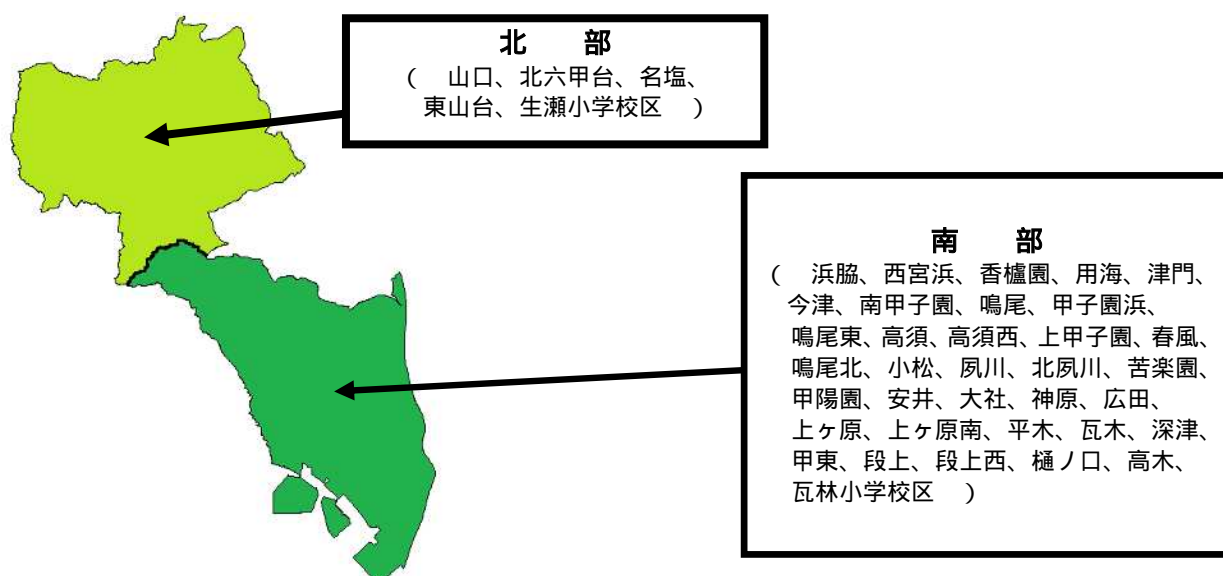
図表 年齢別就学前児童数の居場所(西宮市) (平成26年度)



第5編 計画の施策内容

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「提供区域」）を定める必要があるとされています。本計画では、教育・保育の提供区域を北部と南部の2区域に設定しています。また、地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育の提供区域と同じ区域を基本としつつ、それぞれの事業に応じて設定しています。



概要版では、全市の量の見込み及び確保方を掲載しています。北部、南部、それぞれの量の見込み及び確保方については、素案に掲載しています。

2 量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援法では、提供区域ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望を踏まえ、計画期間である今後5年間の需要（量の見込み）を推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

- * 量の見込み...各事業における今後のニーズ量になります。
- * 認定区分等に応じて、量の見込みを設定します。
 - 1号認定...満3歳から就学前までの学校教育のみの子ども（幼稚園や認定こども園を希望）
 - 2号認定...満3歳から就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども
 - ・学校教育の利用希望（幼稚園を希望）
 - ・上記以外（保育所、認定こども園を希望）
 - 3号認定...0歳から満3歳未満までの保育の必要性の認定を受けた子ども（保育所、認定こども園、地域型保育事業を希望）
- * 確保方策...各事業のニーズ量に対する供給量となります。
- * 施設ごとに量の見込みに対する具体的な確保方策を設定します。
 - 特定教育・保育施設...認定こども園、幼稚園、保育所
 - 確認を受けない幼稚園...私立幼稚園のうち、新制度に移行しない幼稚園
 - 特定地域型保育事業...家庭的保育（保育ルーム、家庭保育所）、小規模保育等
- * 保育需要率...3号認定の量の見込み ÷ 0歳児から2歳児までの児童数（推計）

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育・保育の量の見込みに対しては、引き続き、既存の認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育等の地域型保育事業で入所枠を確保していきます。

また、2号認定・3号認定子どもの量の見込み（保育需要）については、今後も増加していくものと考えていますが、将来的に予想される保育施設の供給過剰を避けるため、今後の保育所の待機児童対策にあたっては、まずは、既存幼稚園から認定こども園への移行を促進し、既存施設の活用を図ることで、2号認定・3号認定子どもの入所枠を拡大していきます。

さらに、特に保育需要の高い3号認定子どもについては、認定こども園のほか、保育需要の地域偏在や年齢偏在に対応する有効な施策として進めてきた小規模保育事業について、認可外保育施設からの転用等の取り組みを進めていきます。

(1) 1号認定・2号認定（学校教育の利用希望）の量の見込み及び確保方策

1号認定...満3歳から就学前までの学校教育のみの子ども（幼稚園や認定こども園を希望）

2号認定（学校教育の利用希望）...満3歳から就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども（幼稚園を希望）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	9,394人	9,340人	9,244人	8,982人	8,693人
1号認定	7,744人	7,699人	7,619人	7,394人	7,144人
2号認定（学校教育の利用希望）	1,650人	1,641人	1,625人	1,588人	1,549人
確保方策	9,394人	9,340人	9,244人	8,982人	8,693人
特定教育・保育施設	2,476人	3,586人	3,662人	3,400人	3,111人
確認を受けない幼稚園	6,918人	5,754人	5,582人	5,582人	5,582人

(2) 2号認定（学校教育の利用希望以外）の量の見込み及び確保方策

2号認定（学校教育の利用希望以外）...満3歳から就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども（保育所、認定こども園を希望）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	3,417人	3,463人	3,509人	3,555人	3,601人
確保方策	3,417人	3,463人	3,509人	3,555人	3,601人

(3) 3号認定の量の見込み及び確保方策

3号認定...0歳から満3歳未満までの保育の必要性の認定を受けた子ども（保育所、認定こども園、地域型保育事業を希望）

	H27		H28		H29		H30		H31	
	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳	0歳	1、2歳
量の見込み	499人	2,355人	531人	2,473人	563人	2,591人	595人	2,709人	626人	2,826人
確保方策	499人	2,355人	531人	2,473人	563人	2,591人	595人	2,709人	626人	2,826人
特定教育・保育施設	472人	1,912人	504人	1,970人	523人	2,041人	555人	2,099人	586人	2,156人
特定地域型保育事業	27人	443人	27人	503人	40人	550人	40人	610人	40人	670人
保育需要率（ ）	21.9%		23.7%		26.1%		28.1%		30.0%	

保育需要率...3号認定の量の見込み / 0歳児から2歳児までの児童数（推計）

4 地域子育て支援拠点事業の量の見込み及び確保方策

利用者支援事業

身近な場所で子ども及び保護者が(子ども・子育て)支援を円滑に利用できるよう、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。

現在、市役所本庁舎の1階窓口に設置している「こども支援案内窓口」(特定型)に加え、基本型については、子育て家庭や妊娠している方が集まりやすい地域の身近な場所で地域の子育て支援の中核を担う子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)を中心に事業展開を進めていきます。

(単位:実施箇所数)

		H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み		1 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
確保方策	基本型	-	2 箇所	2 箇所	3 箇所	4 箇所	4 箇所
	特定型	-	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

時間外保育事業(延長保育事業)

保育時間の延長を必要とする児童に対して保育を行う事業です。今後、新設する園も含め、引き続き、全ての保育所で実施していきます。

(単位:ひと月あたりの利用人数)

	H26(定員)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	2,040 人	2,070 人	2,100 人	2,130 人	2,160 人	2,190 人
確保方策	-	2,070 人	2,100 人	2,130 人	2,160 人	2,190 人

実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

多様な主体の参入促進事業(新規)

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

及び は、新規事業となりますので、国から具体的な内容等が示され次第、計画に反映させていくこととします。

放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成センター)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。今後、小学校区ごとに利用ニーズを把握し、定員の弾力化や公共施設の有効活用等を念頭に、確保方策を検討していくこととし、高学年のニーズについては、施設の状況等を勘案し、順次、対象学年を拡大していくことを検討していきます。

(単位:利用児童数)

		H26(5/1)	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	低学年	2,829 人	2,873 人	2,917 人	2,961 人	3,005 人	3,048 人
	高学年	24 人	158 人	291 人	424 人	557 人	690 人
合計		2,853 人	3,031 人	3,208 人	3,385 人	3,562 人	3,738 人
確保方策		-	2,937 人	3,061 人	3,288 人	3,513 人	3,738 人

子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、市が指定する児童福祉施設に入所させ、児童の養育・保護を行う事業です。本事業については、育児不安等を抱える家庭への支援、DV（家庭内暴力）被害による緊急一時保護の側面が強いことから、今後、指定施設数の拡大や、既存の各指定施設との連携強化に努めていきます。

（単位：年間延べ利用人数）

	H25（実績）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	151人	157人	160人	163人	166人	170人
確保方策	-	157人	160人	163人	166人	170人

乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）

地域の民生委員・児童委員や主任児童委員が生後2か月頃の乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児の悩み等を伺いながら、行政が実施する子育て支援情報や地域の子育て支援サービスに関する資料及び情報の提供を行う事業です。

引き続き、地域における子育ての孤立を防ぐとともに、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を目的に事業を運営していきます。

（単位：対象件数）

	H25（実績）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	4,430世帯	4,055世帯	3,955世帯	3,862世帯	3,776世帯	3,700世帯
確保方策	-	実施体制：686人（H26.8.1現在） 実施団体：西宮市民生委員・児童委員会				

養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の適切な養育が困難で、特別な支援が必要な家庭に対して、ヘルパーによる家事・育児の援助及び保育士等による養育に関する指導・助言を家庭訪問により実施しています。また、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の共有や支援を行うため、西宮市要保護児童対策協議会を設置し、児童虐待等の対応とその予防に取り組んでいます。

虐待防止・予防、早期発見のため、引き続き、関係機関との連携強化を図っていくとともに、さらに児童虐待への専門性の向上に取り組んでいきます。

また、養育支援訪問事業については、ヘルパー派遣による家事支援や、保育士等による専門的支援の実施により、引き続き、養育者の自立と児童の養育環境の安定を図っていきます。

（単位：利用世帯数・年間延べ利用回数）

	H25（実績）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	42世帯 延べ569回	54世帯 延べ747回	54世帯 延べ747回	54世帯 延べ747回	54世帯 延べ747回	54世帯 延べ747回
確保方策	-	実施体制：248人 委託団体：西宮市社会福祉事業団				

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

子育て家庭（特に0歳～2歳の子どもや保護者）が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる常設の場として、週3日以上、1日5時間以上開設しています。地域の子育て全般に関する専門的な支援を行う中核の施設として、市内20か所の設置を目標に拡充していきます。

（単位：ひと月あたりの延べ利用人数（子ども）・箇所数）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	12,920人	14,217人	15,513人	16,809人	18,105人	19,401人
確保方策	15か所	18か所	19か所	19か所	19か所	20か所

ひと月あたりの受入可能人数

一時預かり事業

新制度では、保護者の出産、入院、冠婚葬祭、一時的な就労やリフレッシュ等理由は問わず、保育所等で一時的に預かる一時預かり事業に加え、幼稚園で在園児を対象として実施する預かり保育についても、一時預かり事業に位置付けられます。

今後、施設整備による量的な拡充のほか、サービス内容を充実させることにより質の向上を図っていきます。

保育所等の一時預かり事業

（単位：年間延べ利用人数）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	29,870人	32,637人	35,404人	38,171人	40,937人	43,703人
確保方策	-	32,637人	35,404人	38,171人	40,937人	43,703人

年間の受入可能人数

幼稚園の預かり保育事業

（単位：年間延べ利用人数）

		H26（推計）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1号	190,384人	2,546人	2,522人	2,499人	2,445人	2,316人
	2号		365,192人	363,735人	359,781人	351,265人	343,312人
	合計		367,738人	366,257人	362,280人	353,710人	345,628人
確保方策		-	367,738人	366,257人	362,280人	353,710人	345,628人

病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気やけが等で、集団での保育が困難な小学3年生までの児童を家庭で保育できない保護者に代わって、病院に付設された専用スペースにおいて一時的に保育する事業です。

今後は、施設の立地条件や定員等により、利用したい時に利用できないといったことが生じないよう訪問型の病児保育の導入や、隣接する他市の病児・病後児施設を相互に活用できる仕組みづくり等の検討を進めていきます。

（単位：年間延べ利用人数）

	H25（実績）	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	775人	871人	924人	980人	1,039人	1,102人
確保方策	-	871人	924人	980人	1,039人	1,102人

子育て援助活動支援事業（にしのみやしファミリー・サポート・センター事業）

地域の中で子どもを預け、預かりあい、地域ぐるみの子育て支援をめざす事業です。「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育ての手助けをしたい人（提供会員）」が会員となって、依頼・提供・両方会員のいずれかに登録し、保育所や幼稚園の送り迎えや学校の放課後の預かり等、お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行います。

多様な預かりが増えてきていることから、預かり時に必要な知識や注意点、最新の情報を定期的に提供し、さらに預かりの際の課題等に応じた研修を充実させることで、提供会員の質の向上に努めていきます。

（単位：年間延べ利用人数）

		H25（実績）	H27	H28	H29	H30	H31
量の 見 込 み	就学前	10,042人	10,242人	10,344人	10,446人	10,548人	10,650人
	就学児	2,619人	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人
	合計	12,661人	12,919人	13,021人	13,123人	13,225人	13,327人
確 保 方 策	就学前	-	10,242人	10,344人	10,446人	10,548人	10,650人
	就学児	-	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人	2,677人
	合計	-	12,919人	13,021人	13,123人	13,225人	13,327人

妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査費用助成事業）

妊婦の健康管理の充実及び経済的不安の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように全世帯に対して妊婦健診費用の一部を助成する事業です。今後も妊婦健康診査に係る費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦健診に通うことができるよう支援していきます。

（単位：利用人数・延べ受診回数）

		H25（実績）	H27	H28	H29	H30	H31
量の 見 込 み	申請者数	5,196人	5,076人	4,959人	4,845人	4,734人	4,625人
	実利用人数	7,203人	7,037人	6,875人	6,717人	6,562人	6,411人
	健診回数	55,997回	55,836回	54,549回	53,295回	52,074回	50,875回
確保方策	-	実施場所：委託医療機関（それ以外で妊婦健診を受けた場合は、償還払いとなる。） 検査項目：国が示す「標準的な項目」に加え、妊婦健康診査として実施された保険適用外の自己負担分についても助成対象とする。					

実利用人数は、当該年度中に健診を受けることが見込まれる妊婦の実人数。

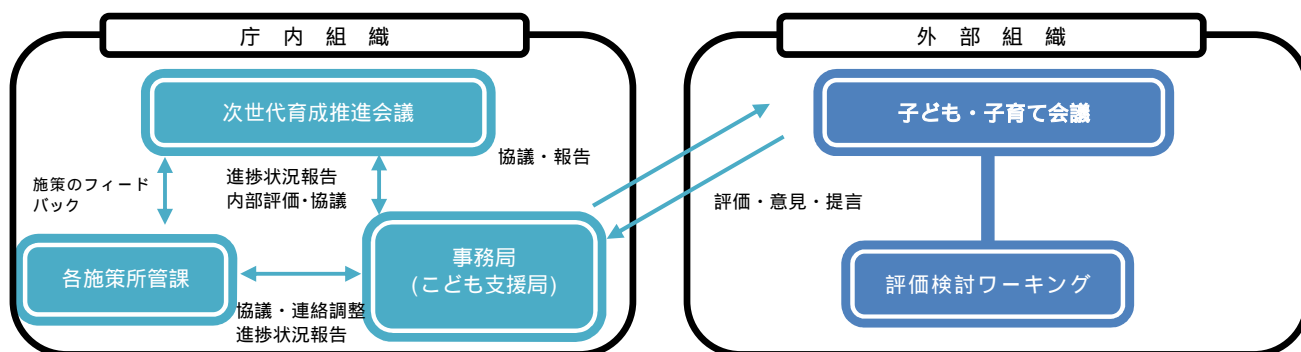
（妊娠期間の関係で2か年度にわたり健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ重複して計上している。）

第6編 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画については、子どもの保護者や事業主、労働者の代表、子ども・子育て支援事業の関係者、学識経験者で構成する「西宮市子ども・子育て会議」と市内部の関連部局との連携・調整を図りながら、施策の推進に努めていきます。

さらに、本計画の推進には行政の取り組みだけでなく、子育てに対する第一義的な責任を有する保護者、また、地域、学校、企業、その他関係機関等との連携や参画、協働が必要です。そのため、計画に係る事業の内容や市の考え方等の周知を図り、市民一人ひとりの意識と社会全体で取り組む姿勢を育みながら計画を推進していきます。



2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の実施状況等については、西宮市子ども・子育て会議で進捗状況を報告し、第三者的な立場から評価・意見・提言を受け、PDCAサイクルに基づいた計画の着実な推進を図っていきます。

3 今後に向けて

本市では、次世代計画を平成29年度まで延長し、平成29年度に予定している本計画の中間見直しと合わせて一体的な計画として見直すこととしています。

この間、本計画に示されていない子育て支援に関わる内容は、現行の次世代計画に基づき推進します。

また、本計画は、国の基本指針に基づき「幼児期の学校教育・保育」、「地域の子ども・子育て支援事業」等、個別の事業に関する事業量や目標値を定めた計画であるため、「子どもだけで安心して遊べる場所づくり」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」、「経済的支援の充実」等ニーズ調査やワークショップ、グループインタビューを通して得た、様々な市民ニーズに対しては、中間見直しの際に検討します。

西宮市子ども・子育て支援事業計画（素案）【概要版】

平成27年（2015年）月

発行 西宮市こども支援局新制度準備室
新制度準備課
〒662 8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号
TEL 0798 35 3146
FAX 0798 22 9107
E mail vo_shinseidojunbi@nishi.or.jp